



平成23年9月23日発行（全12ページ）

広野町役場

# 広報ひろの

号外 10

## 広野町役場 湯本支所

〒972-8322 福島県いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前5番地

災害グループ（災害対策本部・災害補償・二次避難・三次避難 他）

☎0246-43-1331

行政グループ（各種証明書・保険証・教育委員会 他）

☎0246-43-1330

広野町役場（広野） ☎0240-27-2111

双葉地方水道企業団 ☎0246-23-6751



広野町役場  
携帯電話版  
ホームページ

※役場からのお知らせや証明書関係について、義援金申請の際に記載いただいた『避難先』へ送付しています。送付先の変更を希望する場合や避難先変更の際は、災害補償担当へご連絡をお願いします。

ラジオ情報 毎週日曜正午 FMいわき76.2MHz「広野町情報 FMいわき発」

## 緊急時避難準備

## 区域解除に向け

## た町の考え方

広野町は現在、緊急時避難準備区域の指定を受けていますが、9月中にも指定を解除する方針が国から示されており、これを受け広野町では「広野町緊急時避難準備区域復旧計画」を策定し、9月19日政府へ提出しました。同計画では、町民の皆さまへの意思確認・説明会の開催や、相談窓口の設置、除染やインフラ整備等、帰還に向けた環境が整備され次第、段階的に町として帰還を開始し、平成24年中に帰還完了を目指すものです。

しかし、緊急時避難準備区域の指定解除は、町に帰還の準備のスタートにすぎません。町民の皆さまが安心

して生活できる環境の構築、徹底した除染が不可欠であり、一連の対応を国・県へ強く要請していきたいと考えております。

また、町では除染推進に

関する組織を新たに設置し、具体的な除染の方法や作業の手順など、国や県、専門家の支援をいただきながら放射線量の低減を目標に継続的に取り組んでまいります。

## 岩石採取場報

## 道について

当町の折木字下原地内にある岩石採取場について、放射能で汚染されたガレキを搬入する計画があるとの報道がされましたが、各関係機関に対し事実関係を確認しております。

町としては、今回の報道に関しては、事実とかけ離れたものであると認識して

います。また、今後このような計画が当町に計画されたとしても、とても受け入れがたい話であり、断固として受け入れを拒否する考えです。

## 仮設住宅抽選会

いわき市四倉地区応急仮設住宅の抽選会を平成23年10月1日（土）午後1時30分から広野町役場湯本支所2階多目的ホールで行います。

申込者数が、募集戸数を下回ったため申込者全員の方が入居できますが、住友セメント跡地および四倉工業団地内の2カ所に仮設住宅があるため入居地の抽選を行います。ご自身で抽選を行いたい方は、当日抽選会にお越しください。（優先入居の方は、住友セメント跡地となります。）

なお、完成する仮設住宅の部屋タイプの数と申込者

の部屋タイプの数に差があるため、抽選により部屋タイプを決定いたしますのでご了承ください。

また、受付番号がわからない方については、事前に災害対策本部三次避難班に電話等で確認願います。

### ◆問い合わせ先

広野町役場湯本支所 三次避難班  
☎0246-43-1331

## 広野小・中学校

広野町内での学校再開の目途が立たないなか、避難を余儀なくされている児童生徒の皆さんの安心を得ることや、広野町での学校再開に向けた一つのステップとして、広野町の児童生徒の半数以上がいわき市内の学校へ通っていることから、いわき市立学校の一部を利用した広野小・中学校の再開に向けて、7月4日にいわき市へ協力の依頼をして

おりましたが、**広野小学校が2学期（8月25日）からいわき市立中央台南小学校の一部をお借りする形で再開することができました。**

現在70名の児童が広野小学校へ通学しています。今後も広野小学校へ通学を希望する児童を随時受け入れてまいりますので、希望される場合は広野小学校までご連絡をお願いいたします。また、**広野中学校**についても、**10月1日（10月3日から授業開始）**からいわき市立湯本第二中学校の一部をお借りする形で再開することとなりました。

現在、再開に向けて準備を進めておりますので、広野中学校への通学を希望する場合は広野中学校までご連絡をお願いいたします。

### 【広野小学校・広野中学校の連絡先】

◆**広野小学校**（いわき市立中央台南小学校内）  
〒970-8043 福島県いわき市中央台鹿島2丁目1-1  
☎0246-38-6074

◆**広野中学校**（福島高専図書館棟内）  
〒970-8034 福島県いわき市平上荒川字長尾30  
☎0246-46-0745

※湯本第二中学校内に広野中学校の専用電話番号が  
出来次第、広報紙やホームページ等でお知らせいたします。

## 児童生徒への

## 就学費支援

広野町に住所があり、平成23年4月以降、広野小・中学校へ就学する予定であった児童生徒がいる世帯に対し、学用品費や給食費などの就学費支援を行います。就学費支援については、国からの通知により原則として通学先の自治体で実施することとなっています。

で、通学先の市区町村教育委員会へお問い合わせください。（※既に認定されている場合は問い合わせの必要はありません。）

## 県民健康管理調査

県は、福島第一原子力発電所事故発生から現在に至るまで、県民の皆さんが受けた被ばく線量の推定値を明らかにし、今後、実施を予定している健康診断や長期にわたる健康管理により、安全、安心の確保や健康被害の早期発見、早期治療につなげるために、全県民を対象とした県民健康管理調査を実施いたします。

### 【基本調査】

◆**対象者** 平成23年3月11日時点で県内居住者

◆**内容** 問診票方式による3月11日以降の行動記録や食事の状況を調査する

◆**実施時期** 平成23年8月より（広野町は10月頃）

### 【詳細調査】

◆**対象者** 避難区域等の住民（広野町を含む）約20万人を想定

◆**内容** 総合健診や職場健診、各医療機関等において身体測定、血液検査、尿検査を行う

※小児甲状腺検査（実施時期未定）

※質問紙による生活習慣、こころの健康などを調査する

◆**実施時期** 平成23年10月より（広野町は7月より健康診査を一部実施）

### ◆実施主体および機関

・福島県  
・（公）福島県立医科大学  
県民健康管理調査事務局  
☎024-549-5130

## 総合健康検診

7月に実施した総合健診を都合により受診されなかった方、社会保険被扶養者などで受診券の発行が間に

合わなかった方につきましては、次のとおり追加健診を実施いたします。

ご自身の健康管理はもちろんのこと、疾病等の早期発見・早期治療のためにもぜひ受診くださいますようお願いいたします。

また、原子力事故に伴う県民健康管理調査の実施により、検査結果の一部を利用させて頂く場合がございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

**◆実施日および受付時間**  
平成23年10月2日(日)  
午前7時30分から午前10時まで

**◆会場**

広野町役場 湯本支所内

**◆検診項目**

- ・ 特定健康診査・健康診査(身体測定、血液、尿、心電図、眼底検査)
- ・ 各種がん検診(肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん検査)

・ その他検診(骨粗しょう症、喀痰、肝炎ウイルス)

※対象者や対象年齢、性別などにより受診できない項目もございます。

**◆当日持参するもの**

- ・ 被保険者証(各医療保険証)、
- ・ 受診券(40歳から74歳までの方)、
- ・ 受診録(事前に送付)

・ その他(必要に応じて尿、便などの検体)

**◆問い合わせ先**

広野町役場湯本支所 町民保健班  
☎0246-43-1330

**支援物資配布**

**◆配布物**

- ・ 乳幼児用紙オムツと粉ミルク
  - ・ 大人用紙オムツ
  - ・ おしりふき
  - ・ 女性用品
- ※オムツはサイズを確認し

てからお越しください。また、必ず希望のサイズのものがあるとは限りませんのでご了承ください。

**◆対象者** 広野町民の方

**◆配布日時**

平成23年10月7日(金)・8日(土) 午前9時〜午後4時

※無くなり次第終了

**◆配布場所**

広野町役場 湯本支所

※広野町での配布は行いません。

**◆問い合わせ先**

広野町役場湯本支所 避難所班  
☎0246-43-1330

**地域包括支援セン**

**ター職員**の訪問

介護保険に関する総合相談窓口等の業務を行う広野町包括支援センターの再開について「広報ひろの号外5」によりお知らせいたしました

ましたが、現在、町から委託を受けている広野町社会福祉協議会の職員が高齢者世帯の借上住宅を中心に、センターの業務内容の説明等を兼ねて訪問しておりますので、介護保険に関するご相談等がございましたら

気軽にお問い合わせください。(広野町地域包括支援センター職員 坂本・矢内)

**生活援助サービス**

9月から、いわき市の仮設住宅ならびに借上住宅で生活している高齢者世帯へ以下の軽度生活援助サービスが始まりました。

サービスを希望する方は、

広野町社会福祉協議会へお申し込みください。

**【軽度生活援助サービス】**

**◆対象者** 日常生活上援助が必要な高齢者等

**◆内容** 外出・散歩の付き添い、食材の買い物代行など

**◆自己負担** 1時間あたり

100円  
※月4回まで利用できます。

**【外出支援サービス】**

**◆対象者** 通常の行動が著しく困難な高齢者等

**◆内容** 病院・公共機関等への送迎サービス

**◆自己負担** 無料

※月4回まで利用できます。

**【福祉バス運行サービス】**

**◆対象者** 仮設住宅入居者

**◆内容** 病院・公共機関・買い物などの送迎

**◆自己負担** 無料

※運行時間は仮設住宅各戸に配布してある運行表をご覧ください。

**【ふれあい見守りネットサービス】**

**◆対象者** 仮設住宅ならびに借上住宅で生活している高齢者世帯等

**◆内容** 訪問活動による安否確認や健康チェック

**◆申込先** 広野町社会福祉協議会湯本支所  
☎0246-43-1533

# 暮らしと仕事に

## 大きな安心を

求職活動中の生活と就労等のご相談に応じて関係機関と連携して様々な支援をおこないます。

- ① 生活資金に関する相談
- ② 住居確保に関する相談
- ③ 就職支援に関する相談
- ④ 能力開発に関する相談

【福島窓口】 福島市三河町

1・20

コラッセふくしま 2F

☎024・525・251

0

◆時間 月曜日～土曜日

午前10時～午後6時30分

※水曜日・日曜日は休所

【郡山窓口】 郡山市島二丁

目402

ふくしま地域共同就職支援

センター内

☎024・995・505

7

◆時間 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時

※土・日曜日は休所

電話による相談も対応しております。お気軽にご相談ください。

## 福島県社労士会

福島県社会保険労務士会により被災者支援相談会が行われています。

◆内容 雇用・労災・労働年金等に関する相談

◆日時 9月～10月の毎週

水曜日

午後1時～午後5時

◆場所 広野町役場湯本支所1F

◆問い合わせ先

福島県社会保険労務士会

電話024・535・4430

## がんばっぺ!

## いわき復興祭

◆日時

【1日目】

平成23年10月1日(土)

午前10時～午後6時

【2日目】

平成23年10月2日(日)

午前10時～午後5時

◆開催場所 21世紀の森公園(グリーンスタジアム・

グリーンフィールド)「いわき市常磐湯本町上浅貝110-33」

◆内容 復興ステージイベント、いわき市大物産展・

農産物直売会、交流支援自治体ブース、いわき産業祭、被災者支援フリーマーケット等

いわき市から広野町復興のための温かいご支援により

出店の依頼があり、広野町

二ツ沼総合公園直売所利用

組合が次の内容で出展する

ことになりました。町民の皆さんぜひ足を運んでください。

い。

◇広野町二ツ沼総合公園

直売所利用組合出展内容(2

日間出店します)

※広野産たまねぎ(福島県

による緊急時モニタリング

検査実施済み)の販売

1袋100円(1kg入り)

※(株)日本フットボール

ヴィレッジ(Jヴィレッジ)

西 芳照総料理長による

たまねぎ味噌餃子作りの実

演、組合員による餃子の販

売

## 災害補償

【東京電力による原子力損害への本補償に向けた受付開始のお知らせ】

原子力事故による損害に対する個人の方々への本補償の請求受付窓口が、広野町役場(広野町)と広野町役場湯本支所(いわき市湯本)において、9月12日(月)より

開設されています。なお、これまで日曜日については、受付休止となっております。10月からは日曜日につきましても受付を行います。

【原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所開設】

東京電力福島原子力発電所

事故により被害を受けた

方々の原子力事業者(東京

電力)に対する損害賠償請

求について、円滑、迅速、

かつ公正に紛争を解決する

ことを目的として原子力損

害賠償紛争解決センター福

島事務所が開設されました。

「東京電力が提示する条件

では、合意できない。」「東

京電力に被害を申し出たが、

賠償されない。」などのほか、

今回の事故で生じた損害の

賠償全般について、当該セ

ンターに「和解の仲介」を

申し立てることができません。

◆問い合わせ先

原子力損害賠償紛争解決セ

ンター

☎0120・377・155

5

◆時間 平日午前10時～午

後5時

# 津波被害を受

# けた農家の皆

# さんへ

現在、町では地震および津波により被害を受けた住宅の解体及びがれきの撤去を実施しているところでありますが、今後、津波により農地等に漂着したガレキの撤去を次のとおり進めていくこととなりました。ガレキの中には農機具等の重量物も多く含まれていることから、重機による作業を計画しておりますので、重機等での農地への立入を承諾していただきますようお願い申し上げます。

## ◆工事期間

平成23年10月3日～  
平成23年12月26日

## ◆ガレキ撤去を実施する場所

破線に囲まれた農地等

最終12ページ(添付ガレキ撤去をする場所)をご覧ください。

## ◆ガレキ撤去を実施する業者

- 折木Ⅰ地区
- ときわ工業株式会社
- 折木Ⅱ地区
- 有限会社北伸工業
- 浅見Ⅰ地区
- 株式会社五社山建設
- 浅見Ⅱ地区
- 株式会社金村組
- 浅見Ⅲ地区
- 西武開発工業株式会社
- 北迫Ⅰ地区
- 西本建設株式会社
- 北迫Ⅱ地区
- 株式会社山田組

なお、不明な点がある場合はご連絡ください。

## ◆連絡先

広野町役場湯本支所  
建設グループ 林

☎ 0246-43-1331

また、町では地震により被害を受けた農地(水田、畑)や施設(水路、農道)の情報収集し、被災箇所の調査を行いますので、今月中(9月30日まで)にご連絡ください。

# 放射線測定

# 置の変更

# 摂取・出荷制限

広野町役場(広野町)のモニタリング測定位置が、役場前駐車場から芝生(6号国道側)に移動しました。  
(平成23年9月15日)  
福島県内の山林で採れた野生キノコから国の暫定基準値を超える放射性セシウムが相次いで検出され、国から広野町で採取された野生キノコの摂取および出荷の制限が指示されましたので、当分の間、控えていただきますようお願いいたします。

# 検査結果

●野菜、果樹の放射性物質検査結果(広野町)

検査実施：福島県

採取日時	試料の種類	測定結果			備考
		ヨウ素-131 (Bq/kg)	セシウム-134 (Bq/kg)	セシウム-137 (Bq/kg)	
H23.9.6	きゅうり	-	-	-	折木(東下)
H23.9.6	きゅうり	-	-	10	折木(亀ヶ崎)
H23.9.6	すいか	-	-	9.9	下北迫(火ノ口)
H23.9.6	たまねぎ	-	-	-	折木(正木内)
H23.9.13	たまねぎ	-	-	-	上北迫(上田郷)
H23.9.13	たまねぎ	-	-	-	折木(亀ヶ崎)
H23.9.13	かぼちゃ	-	12	11	下北迫(火ノ口)

※単位：1キロあたりのベクレル。「-」は検出されず。

食品衛生法の暫定基準値は放射性ヨウ素2000ベクレル、放射性セシウム500ベクレル(セシウム134、セシウム137の合算値)

※ヨウ素131については、「根菜・芋類」の規制値が設定されていないため参考。

※測定については、機械の台数にかぎりがあるため、測定できるのは、週に1度、数検体です。そのため作付面積、販売額が多い方等を優先させていただきます。

# 福島県議会議員一般選挙 広野町議会議員一般選挙

## 11月20日（日）投票日

投票区名	投票所	投票時間
広野投票区	広野町役場湯本支所	7:00～19:00
	広野町役場	

投票所と投票時間

◆投票（投票日当日及び期日前投票）  
投票所には入場券を忘れずに持参してください。

ただし、入場券が届かなかった場合や入場券を紛失された場合でも名簿に登録されている人は投票できますので、投票所で係員に申し出てください。

◆開票

広野町役場湯本支所において午後8時30分から行います。

【期日前投票】

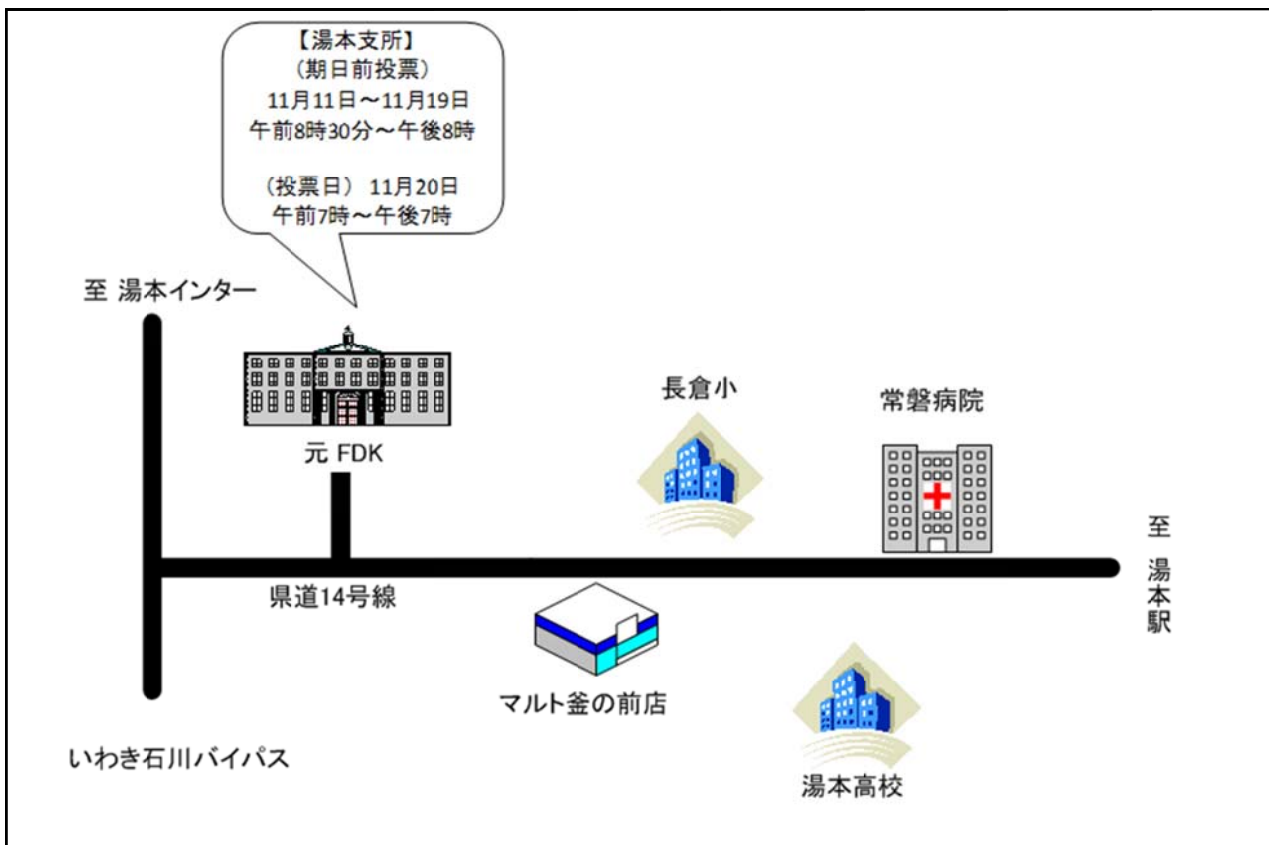
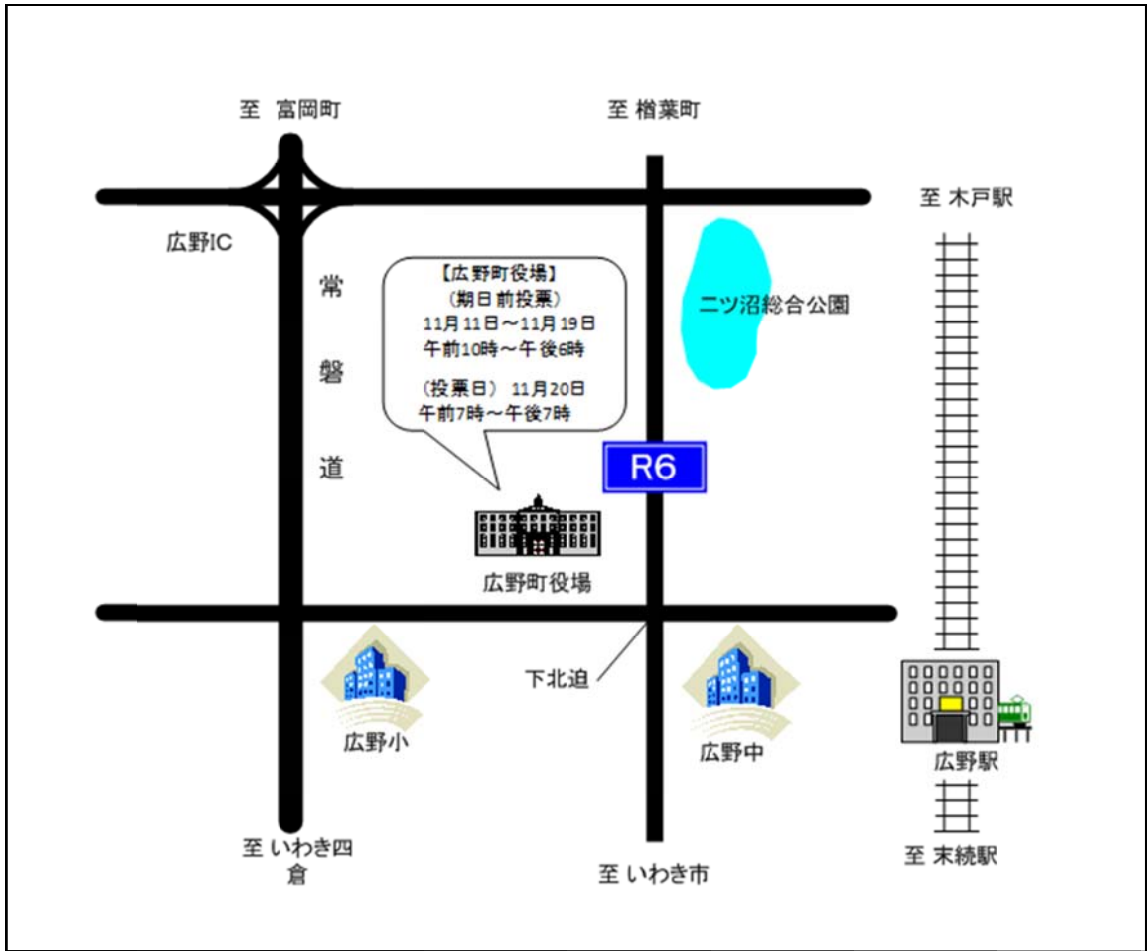
平成23年11月11日～19日

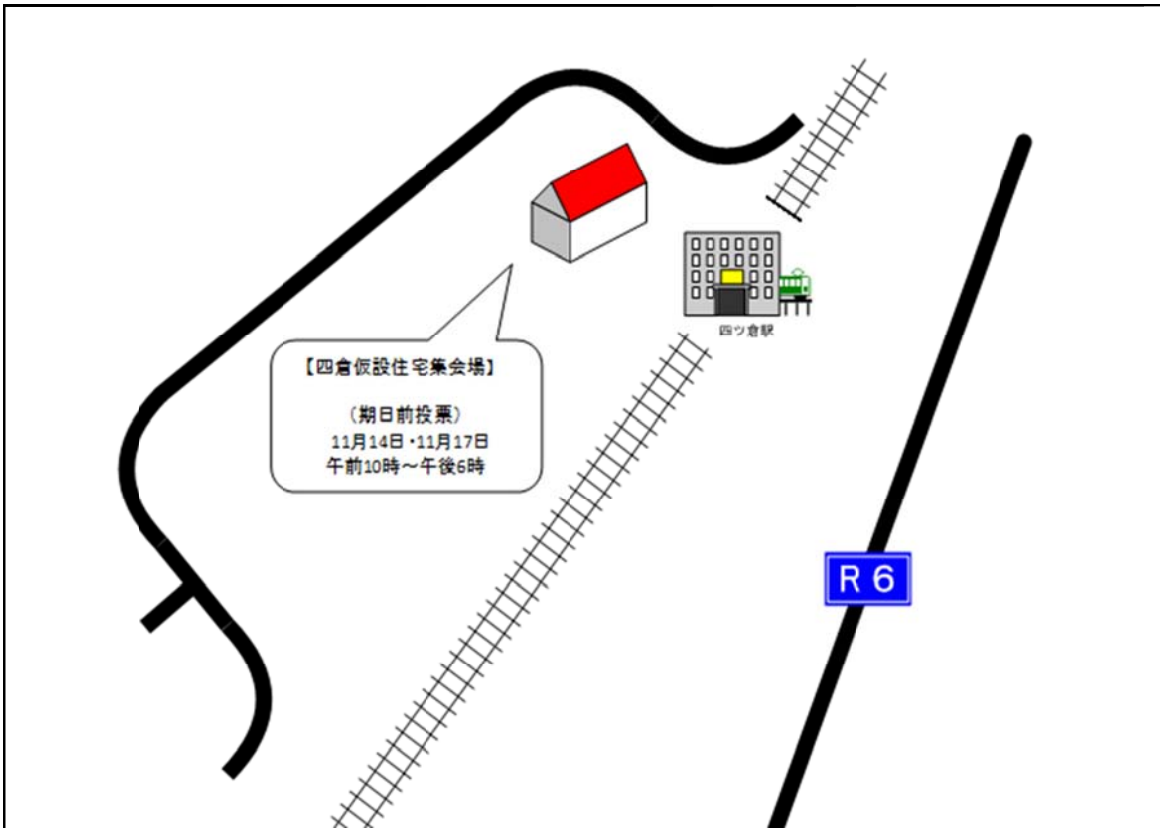
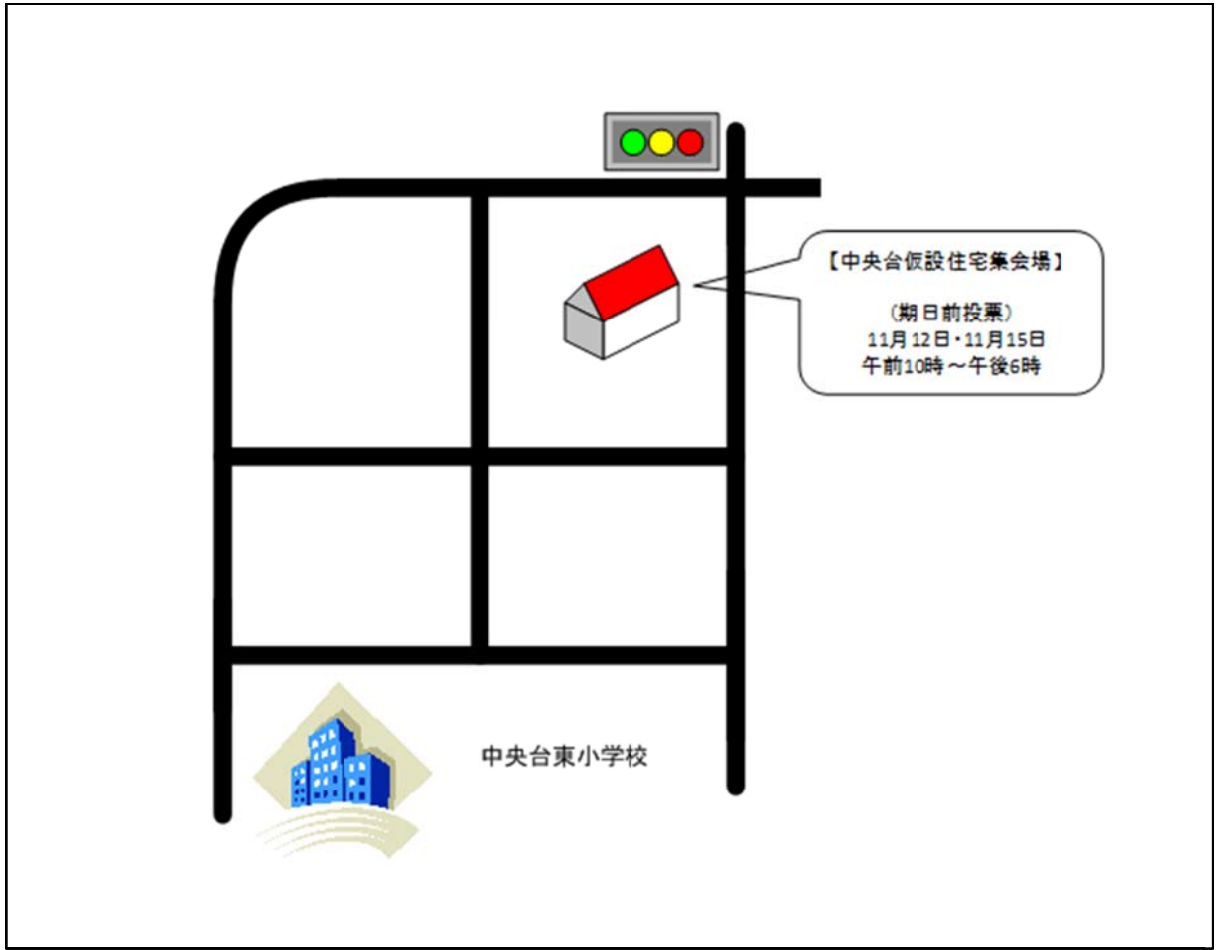
投票日に仕事や旅行などで投票できない方は、投票日でも直接投票箱に投票できる期日前投票ができますので、入場券を忘れずに持参してください。

（投票する前に宣誓書の記入があります）

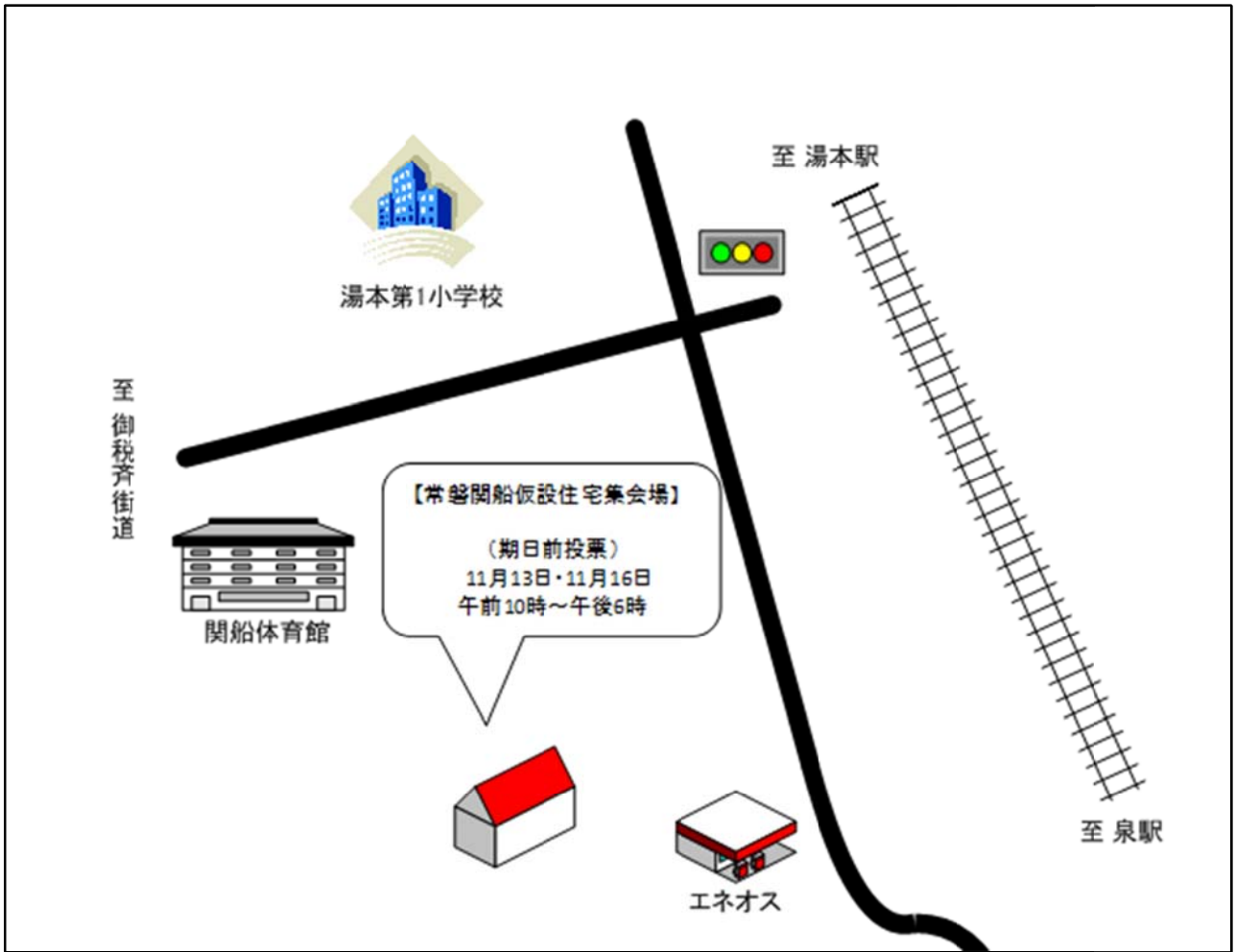
投票区名	投票所	投票時間	
広野投票区	広野町役場湯本支所	毎日	8:30～20:00
	広野町役場	毎日	10:00～18:00
	いわき市中央台高久仮設住宅集会所	12日、15日	
	いわき市常磐関船仮設住宅集会所	13日、16日	
	いわき市四倉鬼越仮設住宅集会所	14日、17日	

期日前投票所と投票時間









## まちの話題

### 第66回国民体育大会空手道

成人男子組手重量級に猪狩伸彦選手、少年女子組手に猪狩千尋選手が出場します。大会は、山口県長門市で10月8・9・10日に開催されます。勝利を願って、役場湯本支所に看板が掲げられました。



役場湯本支所入口に掲げられた看板

### 根本 凌選手が出場

第6回全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会が、9月18日に大阪府舞洲アリーナで開催され、福島県代表選手として根本 凌選手（広野町剣道スポーツ少年団）が出場。京都戦は敗れましたが、富山戦には勝利しました。惜しくも予選突破はなりませんでした。

広野町剣道スポーツ少年団は、月1回、日曜日に稽古を行っています。参加希望の方は、池田（090・8253・5028）までお問い合わせください。



大会に参加した根本選手（右）

# 立会人募集

選挙管理委員会では、選挙に対する関心を高めるとともに親しみある投票所づくりをめざして投票立会人を募集します。

## 県議・町議選挙の 投票立会人募集！

	投票日当日	期日前投票
応募資格 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢が20歳代から60歳代</li> <li>・広野町に引き続き3ヶ月以上お住まいで（住民登録されていて）、選挙人名簿に登録されている方</li> <li>・特定候補や政党その他の政治団体などに直接関係ない方</li> <li>・明るい選挙の推進に理解のある方</li> </ul>	
立会いの日	11月20日（日）	11月11日（金）から19日（土）まで
立会いの場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広野町役場又は湯本支所での立会いになります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期日前投票所                      広野町役場                      広野町役場湯本支所                      いわき中央台仮設住宅集会所                      いわき常磐仮設住宅集会所                      いわき四倉仮設住宅集会所</li> </ul>
立会いの時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前7時から午後7時まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本は午前8時30分から午後8時まで</li> </ul>
報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10,700円                      （交通費はお支払いしません。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本額9,500円                      投票所の開いている時間により減額される投票所もあります。                      （交通費はお支払いしません。）</li> </ul>
仕事の内容 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投票事務の公平を確保するための公益代表として投票事務全般に立ち会っていただきます。</li> </ul>	
申込方法 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会事務局（総務グループ）備付の応募用紙に記入していただきます。</li> </ul>	
申込期限 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年10月14日（金）まで（日曜日を除く）</li> </ul>	
選考 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会に諮り決定します。</li> <li>・選任の結果を郵便等でお知らせします。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者の年齢、性別、人数等により調整させていただくことがありますのでご了承ください。</li> </ul>	
問い合わせ先 広野町選挙管理委員会事務局（広野町役場湯本支所内）		
電話0246-43-1330		

# 広野町内ゴミ

## 収集

9月および10月の広野町内でのゴミ収集日は次のとおりです。

ごみを出す場合は「ごみと資源の分け方・出し方」を確認し、分別して、収集日当日にごみステーションボックスに出してください。なお、11月以降の収集日についても今後お知らせいたします。



### 9月/10月

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	10/1
	<b>可燃</b>	<b>ビン類</b>		<b>可燃</b>		
2	3	4	5	6	7	8
	<b>可燃</b>		ペットボトル プラスチック	<b>可燃</b>		
9	10	11	12	13	14	15
		<b>可燃</b>	<b>不燃</b>	<b>可燃</b>	<b>粗大</b>	
16	17	18	19	20	21	22
	<b>可燃</b>		ペットボトル プラスチック	<b>可燃</b>	<b>カン類</b>	
23	24	25	26	27	28	29
	<b>可燃</b>		<b>ビン類</b>	<b>可燃</b>		
30	31					
	<b>可燃</b>					

# ガレキ撤去を実施する場所



北迫Ⅱ地区 農地ガレキ撤去  
(株式会社山田組)

北迫Ⅰ地区 農地ガレキ撤去  
(西本建設株式会社)

浅見Ⅲ地区 農地ガレキ撤去  
(西武開発工業株式会社)

浅見Ⅱ地区 農地ガレキ撤去  
(株式会社金村組)

浅見Ⅰ地区 農地ガレキ撤去  
(株式会社五社山建設)

折木Ⅱ地区 農地ガレキ撤去  
(有限会社北伸工業)

折木Ⅰ地区 農地ガレキ撤去  
(ときわ工業株式会社)

太平洋